

# 熊本県産畳表の統一産地表示に関する自主ガイドライン

平成20年9月

熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会

## 目次

はじめに	
1. 産地表示の必要性・有効性	1P
(1) 産地表示の必要性	1P
(2) 産地表示の有効性	1P
2. 表示の内容・方法	2P
(1) 熊本県産置表の統一産地表示における生産地の定義	2P
(2) 熊本県産置表の統一産地表示における産地の名称	2P
(3) 統一ブランドの名称	2P
(4) 熊本県産置表の統一産地表示の対象とするもの	2P
(5) 表示をするに当たっての留意すべき点	2P
(6) QRコードからの情報発信	3P
(参考資料)熊本県産置表マスコットキャラクター使用基準	4P

## はじめに

これまで、畳表は食品でないという商品特性から産地表示については、生産者も消費者も関心は低いように思われましたが、最近の中国産食品の安全性への不安が高り、連日のように危険報道が繰り返され、「中国産」というだけで嫌われ、売れなくなるという状況にまでなりました。中国産の輸入急増により、産地は壊滅的な打撃を受け、最近では、国内シェアの約7割までを中国産畳表が占める状況となっておりますが、今後は、消費者も国内産志向が多くなってくると予想されることから、熊本県産の畳表の需要拡大を図るためには、産地の差別化・ブランド化に向けた生産・販売が重要との考えから、本年度の新草からの統一産地表示に向けて取組みを行っているところであります。

今後、産地のブランド化を一層進めていくためには、消費者が商品を選ぶ際の指標の一つとして「産地」が定着することで、産地のブランド化の有効な手段となりますが、そのためには、エンドユーザーである消費者に「くまもと」という産地に関心をもってもらふことや、くまもと畳表は安心・安全であると分かってもらうことが必要であり、その観点からも消費者向けの情報開示を積極的に行うことが求められています。

熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会では、畳表の統一産地表示に関する検討会を開催し、産地表示のあり方、情報発信の方法、周知方法等について検討を行いました。今後は本ガイドラインを参考としながら、い業界全体で積極的に取組み、産地のブランド化につながることを強く望みます。

熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会  
会長 加 来 誠 一

## 1. 産地表示の必要性・有効性

---

### (1) 統一産地表示の必要性

BSEの発生、輸入農産物からの基準を超える残留農薬の検出など、食の安全を脅かす出来事が続き、消費者の農産物に対する不安が高まり、農産物の表示が従来にも増して重視されるようになったことから、消費者や取引先の商品選択の基準が、コストだけでなく、品質や安全性といった非価格評価項目に移ってきています。量表につきましても産地が、自主的に産地や安全安心であることを証明する必要性が出てきました。

### (2) 統一産地表示の有効性

- 産地のブランド化に繋がります。(商品の付加価値を向上させることで、他産地との競争力強化に繋がります)
- 輸入品との対抗策(品質・安全性の優位性から)として有効です。(消費者の国産志向から)
- 生産者のこだわり等を伝えることができます。
- 消費者は、国産指向であるが実際には産地がわからない状況となっています。統一産地表示を行うことで、商品選択をする際の判断材料となります。(販売機会損失を防止します)
- 平成19年に全国の量店を対象としたアンケートでは、半数以上の量店が、今後は「国内産重視で営業」と回答しています。統一産地表示(情報提供)を行うことで、量店が消費者に商品説明がしやすくなり、販売がしやすくなります。また、熊本県産量表のPRにも繋がります。
- 産地名や生産者名を表示することによって、産地は商品に対する責任を果たすようになります。(信用性の向上)
- 官民上げて、組織的に熊本県産量表のイメージ向上のための宣伝活動を行うことで、ビジネスチャンスが増加し、宣伝費用等のコストの削減にも繋がります。
- 産地偽造防止に繋がりに、適正な価格形成ができます。

## 2. 表示の内容・方法

### (1) 熊本県産畳表の統一産地表示における生産地の定義

県内において、栽培されたいぐさのみを対象とします。生産地の表記は製織された県内の市町とします。

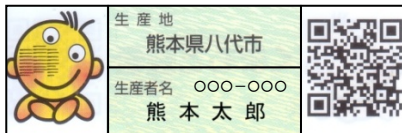
例えば、県(国)外産のいぐさを県内において製織しても生産地の表記はできません。

県内において、圃場と製織地が異なる場合には、製織地を生産地とします。

(表記例)

圃場	製織地	生産地の表記
八代市 →	八代市 →	熊本県八代市
県(国)外 →	県(国)外 →	×
県(国)外 →	八代市 →	×
宇城市 →	氷川町 →	熊本県氷川町
八代市 →	県(国)外 →	×

(注) 畳表に使用する原草については、100%県内産のこと



### (2) 熊本県産畳表の統一産地表示における産地の名称

産地を表記する場合は、市町単位とします。

### (3) 統一ブランドの名称

くまもと畳表

(八代地域農業協同組合が地域団体商標申請中)

### (4) 熊本県産畳表の統一産地表示の対象とするもの

畳表 (県内で生産、製織された畳表)

(注) ① い業協同組合の確認を受けること

② 県証系が使用されていること

③ 天然染土100%で、着色剤が使用されていないこと

いぐさ加工品は対象としません。(マスコットキャラクターのみの使用については、熊本県産畳表マスコットキャラクター使用基準による)



### (5) 表示をするに当たっての留意すべき点

① 消費者の視点から、適正な産地表示と分かりやすく正確な情報提供を徹底す

② 法令遵守の徹底

生産者及びい業関係者は表示の基本原則及び法令遵守(コンプライアンス)の重要性を認識し、適正な表示が確保されるよう努めなければならない。

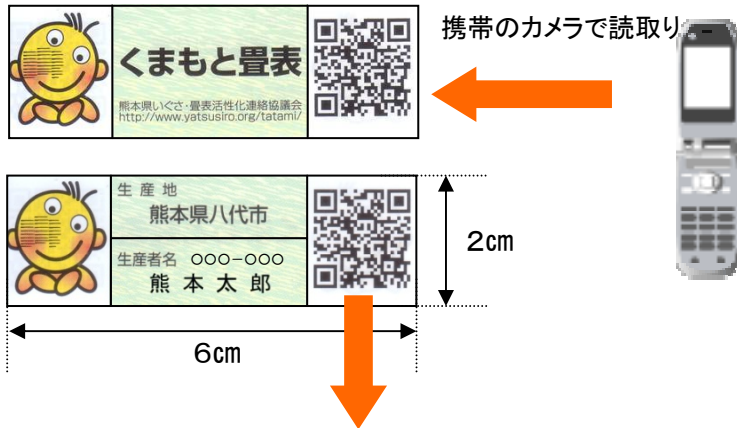
③ タグの挿入枚数 → 畳表1枚につき1枚

④ タグの挿入位置 → 耳毛から10目前後

⑤ タグの申込 → 生産者は、年1回 い業協同組合に市場を通して申し込み、各市場は、代金と引き換えにタグを受け取り生産者に配布する。(注文は100枚単位) 価格は1枚2円(年途中の追加注文は原則として受付しない)

※ 生産を止めるなどの理由により不用となったタグについては、生産者は責任をもって熊本県い業協同組合にタグを返還すること。タグを不正に譲渡したり販売しないこと。

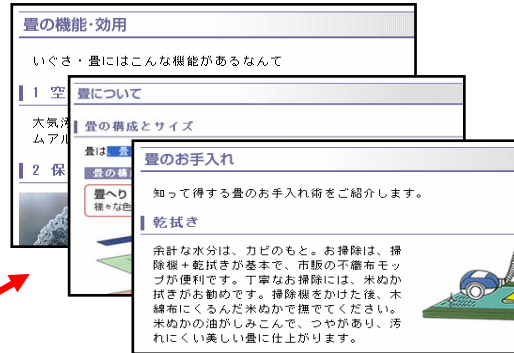
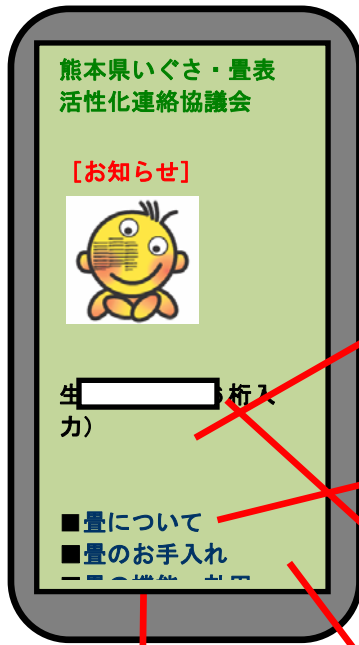
### (6) 産地以外の情報



熊本県いぐさ畳表活性化連絡協議会

畳について、お手入れ、機能、効用

携帯向けホームページ



Q&A  
 1.畳は何年くらいで  
 2.お手入れ方法は  
 3.表替え？

Q&A  
 畳は何年くらいで  
 一般的には〇年と言われて  
 いますが、定期的にお手入れ  
 することで、長く……

Q&Aの一覧  
 各項目を選択すると詳細  
 が表示されます  
 10ページ程度

■八代地域の紹介  
 ■生産者一覧名簿  
 についても、予定  
 生産者の情報(顔写真、コメント等)  
 を見られるようにする予定

栽培履歴等についても、リンク  
 先で見られるようにする予定

残留農薬検査の結果等も随時 公開  
 し、安全安心をPRする予定

パソコン用ホームページ



熊本県産畳表マスコットキャラクター使用基準

(目的)

- 第1条 外国産との差別化、熊本県産量表等の一層の普及・拡大を目的として定められた、「熊本県産量表マスコットキャラクター」(以下「マスコットキャラクター」という)の適正な使用を確保するため、この使用基準を定める。

(図柄等)

- 第2条 マスコットキャラクターのデザイン及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- 2 マスコットキャラクターを使用者がみだりに変更して使用することはできない。
  - 3 マスコットキャラクター本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
  - 4 併記する文字は、熊本県いぐさ・量表活性化連絡協議会(以下「協議会」という)の許諾を得たものに限る。

(マスコットキャラクターの商標権)

- 第3条 マスコットキャラクターに関する商標権(以下「本商標」という)は、八代地域農業協同組合が所有する。
- 2 熊本県内のいぐさ・量表に関係のある生産、流通、販売機関及び行政機関等は使用基準に従って本商標を使用する権利を有する。
  - 3 マスコットキャラクターの使用を協議会から許諾された者(通常使用者)は、他人にこのマスコットキャラクターの通常使用権を譲渡し、又は貸与してはならない。
  - 4 このマスコットキャラクターと誤認される類似のマスコットキャラクターは、使用または出願してはならない。

(マスコットキャラクターの使用申請承認)

- 第4条 マスコットキャラクターの使用を希望する者は、「様式1」により、協議会に申請しなければならない。
- 2 協議会は内容を審査のうえ、本使用基準に適合すると認めた申請については、許諾の回答をしなければならない。
  - 3 ただし、マスコットキャラクターの使用申請及び使用に当たって協議会の会長は必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、このマスコットキャラクターの使用の承認を受けたものが、この使用基準に違反した場合には、使用の取り消し及び是正のための措置をとることができる。

(使用申請の除外)

- 第5条 マスコットキャラクターを熊本県産量表又は熊本県産いぐさ製品のPRのために作るポスター、チラシ、のぼり、名刺、HP等に表示する場合には、その団体等からの使用申請及び許諾の手続きを省略することができる。

(マスコットキャラクターの使用条件)

- 第6条 マスコットキャラクターは、県産いぐさを100%使用し、県内において加工されたいぐさ製品でかつ、製造者名又は生産者名が明記されている安全・安心な商品でなければ表示してはならない。また、量表に使用する場合は県証糸が使用してあるものに限る。
- 2 マスコットキャラクターは、熊本県産量表又は熊本県産いぐさ製品のPRのために作られるポスター、チラシ、のぼり、名刺、HP等に表示することができる。

(マスコットキャラクターの使用期間)

- 第7条 許諾日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに使用者・許諾者いずれからも申し出がない場合は、1ヶ年自動延長するものとし、以降も同様とする。

(マスコットキャラクターの使用料)

- 第8条 マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

- 第9条 マスコットキャラクターを使用するものは、関係法規を遵守するとともに、商標の有する経済的効用を自覚して、本使用基準を遵守する責務を有し、八代地域農業協同組合及び協議会に迷惑を及ぼさず、また、信義に反することがないように努めなければならない。
- 2 第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は直ちに協議会に通知するものとする。
  - 3 第三者との係争、審判、訴訟等について協議会は、八代地域農業協同組合に全面的に協力して対処し、具体的措置の方法、費用の負担等については、協議会で協議して決定するものとする。
  - 4 使用者は使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、八代地域農業協同組合及び協議会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
  - 5 協議会から要請がある場合は、マスコットキャラクターの使用実態を報告または使用商品等を提出しなければならない。

(マスコットキャラクターの適正使用)

第10条 マスコットキャラクターを表示する者がこの使用基準を遵守せずに、不正に使用した場合には、協議会の決議により、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- 一 警告
- 二 使用承認取り消し
- 三 社名公表
- 四 訴訟

附 則 このマスコットキャラクターは、平成19年10月26日から使用できるものとする。

別 図



熊本県産置表マスコットキャラクター

**たたみ童子のたあみ**

畳の上でじかに寝て、畳のあとをほっぺたにつけて起きたばかりの赤ちゃんをマスコットキャラクターとしてデザインされました。  
(赤ちゃんがじかに寝れるという、安心・安全の意味が込められています。)